

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討について

1 趣旨

「北九州市自治基本条例」は、市民主体のまちづくりを進めていくための基本ルールとして、平成 22 年 10 月 1 日に施行した。

本条例は、第 29 条の規定により、「市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。」とともに、「条例施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この機関の検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

については、「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会（附属機関）」を開催（平成 26 年度に続き 2 回目）し、条例に基づく市政運営状況の評価や条例の見直し等に関する事項を審議する。また、審議結果を踏まえ、必要な見直し（取組の改善）を行う。

2 評価の基本的な考え方等

(1) 基本的な考え方

条例の理念や規定に基づく取組状況（制度・施策・事業等）を踏まえ、条例の趣旨に沿って市政運営がなされているか（市民自治の実現に寄与するものであるか）を審議する。

(2) 評価内容

市民自治の推進において核となる「情報共有」「市民参画」「コミュニティ」の分野の取組について、条例の目的である「市民自治の確立」に寄与しているか評価する。

(3) 答申確定後の取組

- ・ 答申を受けた事業の検討・実施
- ・ 答申内容を市政に反映させるため各局へ周知・指導し、市民への啓発を行う
- ・ 条例施行 10 周年にあたる平成 32 年度に記念事業を実施

3 スケジュール

30 年度	○市民意識調査 ○検討委員会委員の人選
31 年度	○検討委員会の市民委員公募 [4 月] ○検討委員会に諮問し、年内に答申を得る [5 月開始、12 月答申] ※委員 8 名程度、5 回程度開催
32 年度	○検討委員会の答申を踏まえ、見直しを実施（取組の改善）

※検討委員会での議論の内容については、適宜、総務財政委員会にご報告させていただきます。